

行政機関の保有する個人情報の保護に関する
法律についてのガイドライン
(行政機関非識別加工情報編)

平成 29 年 3 月
個人情報保護委員会

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
(行政機関非識別加工情報編)

目次

| | | |
|-------|--|----|
| 1 | 本ガイドラインの位置付け及び適用対象 | 1 |
| 1-1 | 本ガイドラインの位置付け | 1 |
| 1-2 | 本ガイドラインの適用対象 | 1 |
| 2 | 定義 | 1 |
| 2-1 | 非識別加工情報（法第2条第8項関係） | 2 |
| 2-2 | 行政機関非識別加工情報（法第2条第9項関係） | 4 |
| 2-3 | 行政機関非識別加工情報取扱事業者（法第2条第10項、第11項関係） | 6 |
| 3 | 行政機関の長が行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務 | 9 |
| 3-1 | 行政機関非識別加工情報の取扱いに係る義務の考え方 | 9 |
| 3-2 | 行政機関非識別加工情報の適正な加工（法第44条の10関係） | 9 |
| 3-2-1 | 特定の個人を識別することができる記述等の削除 | 10 |
| 3-2-2 | 個人識別符号の削除 | 11 |
| 3-2-3 | 情報を相互に連結する符号の削除 | 12 |
| 3-2-4 | 特異な記述等の削除 | 13 |
| 3-2-5 | 個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置 | 14 |
| 3-3 | 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置等（法第44条の15、第44条の16、第51条の3関係） | 17 |
| 3-3-1 | 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置 | 17 |
| 3-3-2 | 従業者の義務 | 19 |
| 3-3-3 | 行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理 | 19 |

【凡例】

- 「法」 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- 「規則」 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 1 号）
- 「個人情報保護法」 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 「行政機関情報公開法」 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）
- 「政令」 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）
- 「総務省令」 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 29 年総務省令第 19 号）

1 本ガイドラインの位置付け及び適用対象

1-1 本ガイドラインの位置付け

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられた。これを踏まえ、行政機関の長が行政機関非識別加工情報を取り扱う場合において、行政機関非識別加工情報の提供のための適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により行政機関が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）が定める行政機関の長の義務のうち、行政機関非識別加工情報の取扱いについて分かりやすく示す観点から、本ガイドラインを定めるものである。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、法の趣旨を踏まえ、行政機関等の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、特に断りのない限り、法において使用する用語の例による。

1-2 本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、行政機関非識別加工情報の取扱いに関して法の適用対象である行政機関の長に適用される。

2 定義

本ガイドラインは、行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する部分を取りまとめたものであるため、法第 2 条における定義規定のうち、非識別加工情報、行政機関非識別加工情報及び行政機関非識別加工情報取扱事業者について定める法第 2 条第 8 項から第 11 項までに関するもののみを記載する。

2-1 非識別加工情報（法第 2 条第 8 項関係）

法第 2 条（第 8 項）

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第 44 条の 10 第 1 項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

- (1) 第 2 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第 2 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

規則第 2 条

法第 2 条第 8 項の個人情報保護委員会規則で定める情報は、同項で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同項で規定する個人情報をいう。）とする。

「非識別加工情報」は、基本的には個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 9 項の「匿名加工情報」の定義と同様、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの

法第 2 条第 2 項第 1 号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合には、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工」とは、特定の個人を識

別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除することを意味する。

法第2条第2項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工」とは、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除することを意味する（この措置を講じた上で、まだなお法第2条第2項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。非識別加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、匿名加工情報と同様、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関又は行政機関非識別加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものである。

なお、法は、個人情報保護法とは異なり、照合禁止義務（個人情報保護法第36条第5項）を定めていないことから、非識別加工情報は、その作成に用いた個人情報の全部又は一部を含む個人情報との照合によって特定の個人を識別し得ることとなり、法第2条第2項第1号の「個人情報」に該当し得る。このとき、非識別加工情報が、一般に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるとの誤解が生じないよう、「特定の個人を識別することができない」について、その記述等自体によって特定の個人を識別できないことはもちろん、他の情報（法第2条第8項で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報を除く。）との照合によって特定の個人を識別できないように加工したものであることを明らかにしている。

また、「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、非識別加工情報から非識別加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、非識別加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。

「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件は、あらゆる手法

によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるとは、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関又は行政機関非識別加工情報取扱事業者が通常の方法により復元できないような状態にすることを求めるものである。

2-2 行政機関非識別加工情報（法第2条第9項関係）

法第2条（第9項）

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

- (1) 第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- (2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

「行政機関非識別加工情報」とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる非識別加工情報をいう。なお、行政機関非識別加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、保有個人情報に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益

を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外している。

- (1) 第 11 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと(第 1 号)

これは、行政機関非識別加工情報は個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で提供することから、個人情報ファイル簿（法第 11 条第 1 項）に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。したがって、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査・犯則事件の調査等のために作成・取得するもの等は加工対象とならない。

- (2) 行政機関情報公開法第 3 条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること（第 2 号）

イ 行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなる個人情報ファイル

行政機関情報公開法第 3 条に基づく開示請求があった場合に、保有個人情報の一部開示すらできないものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で行政機関非識別加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとする。

ロ 行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなる場合は、次のいずれかに該当する個人情報ファイル

- ・ 保有個人情報の一部又は全部を開示する旨の決定をするに当たって、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合、当該第三者に意見書提出の機会を与える必要があると行政機関の長が認めることとなる個人情報ファイルであること（行政機関情報公開法第 13 条第 1 項）
- ・ 保有個人情報の一部又は全部を開示する旨の決定に先立って、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合、開示することが人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公益上特に必要が認められる個人情報ファイルであること（同条第 2 項）

- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第 44 条の 10 第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成

することができるものであること

行政の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであることとするものである。

【個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成する場合に行政の適正かつ円滑な運営に支障が生ずる事例】

事例 1) 電子計算機処理されていないマニュアル・ファイルのように、加工可能な状態とするために多大な作業を要するもの

事例 2) 行政機関非識別加工情報の作成のためにシステムの運用を停止することが必要となるもの

事例 3) システムの仕様上、情報の電子的な出力が不可能であるもの

事例 4) 情報公開請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が極めて限定的で、行政機関非識別加工情報の提案募集を行う実質的意義がなく情報公開請求すれば足りるものを提案募集の対象にすることで非効率な行政運営となるもの

また、行政機関非識別加工情報を作成するときは、法第 44 条の 10 第 1 項に規定する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）で定める基準に従って加工する必要がある、法第 2 条第 9 項に定める措置を含む必要な措置は当該規則で定めている。（行政機関非識別加工情報の作成に必要な加工義務については、3-2（行政機関非識別加工情報の適正な加工）参照）

2-3 行政機関非識別加工情報取扱事業者（法第 2 条第 10 項、第 11 項関係）

法第 2 条（第 10 項）

10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

政令第 5 条

法第 2 条第 10 項第 2 号の政令で定めるものは、これに含まれる行政機関非識別加工情

報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

法第2条（第11項）

11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国の機関
- (2) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- (3) 地方公共団体
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第181号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

まず、「行政機関非識別加工情報ファイル」の定義（※）である「行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物」であって、「特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（第10項第1号）とは、特定の行政機関非識別加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物をいう。また、「特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」（第10項第2号）とは、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の行政機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

（※）個人情報保護法第36条第1項における匿名加工情報の取扱いに関する規律の対象は、「匿名加工情報データベース等」を構成するものとしており、これに対応するものとして、法では「行政機関非識別加工情報ファイル」を定義している。

次に、「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、個人情報保護法第2条第10項における「匿名加工情報取扱事業者」と同様、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している場合は行政機関非識別加工情報取扱事業者に該当する。

なお、行政機関非識別加工情報は、個人情報保護法上の匿名加工情報に含まれる概念であることから、行政機関非識別加工情報取扱事業者に該当する者は、個人情報保護法における匿名加工情報取扱事業者に係る規律の対象となることに留意する必要がある。

3 行政機関の長が行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務

3-1 行政機関非識別加工情報の取扱いに係る義務の考え方

法第 4 章の 2 においては、行政機関非識別加工情報を作成する行政機関の長が、行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務を規定している。

【行政機関非識別加工情報を作成する行政機関の長が遵守する義務】

- (1) 行政機関非識別加工情報を作成するときは、適正な加工を行わなければならない。(法第 44 条の 10 第 1 項) <3-2 (行政機関非識別加工情報の適正な加工) 参照>
- (2) 行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合は(1)を準用する。(法第 44 条の 10 第 2 項) <3-2 (行政機関非識別加工情報の適正な加工) 参照>
- (3) 行政機関非識別加工情報を作成したときは、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。(法第 44 条の 15 第 1 項) <3-3 (行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置) 参照>
- (4) 行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合は(3)を準用する。(法第 44 条の 15 第 2 項) <3-3 (行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置) 参照>

3-2 行政機関非識別加工情報の適正な加工 (法第 44 条の 10 関係)

法第 44 条の 10

- 1 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

規則第 11 条

法第 44 条の 10 第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること (当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符

号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む保有個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該保有個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、規則第 11 条各号に定める基準に従って、当該保有個人情報を加工しなければならない。なお、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第 11 条各号に定める加工基準を満たす必要がある。

また、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にもこれを準用する。

3-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除

規則第 11 条（第 1 号）

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

行政機関が取り扱う保有個人情報には、一般に、氏名、住所、生年月日、性別の他、様々な個人に関する記述等が含まれている。これらの記述等は、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものもある。このような特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工しなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法でなければならない(※)。例えば、生年月日の情報を生年の情報に置き換える場合のように、元の記述等をより抽象的な記述に置き換えることも考えられる。

【想定される加工の事例】

- 事例 1) 氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の 1 から 3 までの措置を講ずる。
- 1) 氏名を削除する。
 - 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
 - 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。
- 事例 2) 氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の 1、2 の措置を講ずる。
- 1) 氏名、電話番号を削除する。
 - 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

(※) 仮 ID を付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先のように個々人に固有の記述等から仮 ID を生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、同じ乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合には、乱数等の他の記述等を通じて復元することができる規則性を有することとならないように、事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し、定期的に変更するなどの措置を講ずることが望ましい。

3-2-2 個人識別符号の削除

規則第 11 条（第 2 号）

- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

加工対象となる保有個人情報が、個人識別符号を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ

置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号。以下「政令」という。）で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

- ・ 生体情報（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの 【政令第 3 条第 1 号、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 29 年総務省令第 19 号。以下「総務省令」という。）第 2 条】

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号 【政令第 3 条第 2 号～第 8 号、総務省令第 3 条及び第 4 条】

3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除

規則第 11 条（第 3 号）

- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

行政機関が加工対象となる保有個人情報を取り扱う上で、例えば、安全確保の観点から取得した保有個人情報を分散管理等しようとするために、当該保有個人情報を分割あるいは全部又は一部を複製等した上で、当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を保有個人情報と相互に連結するための符号として ID 等を付することが考えられる。このような ID は、保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結するために用いられるものであり、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながり得ることから、加工対象となる保有個人情報から削除又は他の符号への置き換えを行わなけれ

ばならない。

保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に行政機関において取り扱う情報（※1）を相互に連結する符号」がここでの加工対象となる。具体的には、ここで対象となる符号は、行政機関非識別加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが該当する。例えば、分散管理のための ID として実際に使われているものであれば、管理用に附番された ID あるいは電話番号等もこれに該当する。

なお、他の符号に置き換える場合は、元の符号を復元できる規則性を有しない方法でなければならない。

【想定される加工の事例】

- 事例 1) 個人情報ファイルの情報について、氏名等の基本的な情報とその他の情報を分散管理し、それらを管理用 ID を付すことにより連結している場合、その管理用 ID を削除する。
- 事例 2) 委託先へ保有個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用 ID を付すことにより元の保有個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用 ID を仮 ID（※2）に置き換える。

（※1）「現に行政機関において取り扱う情報」とは、行政機関非識別加工情報を作成する時点において取り扱われている情報のことを指し、これから作成する行政機関非識別加工情報は含まれない。

（※2）仮 ID を付す際の注意点については、3-2-1（特定の個人を識別することができる記述等の削除）の（※）を参照のこと。

3-2-4 特異な記述等の削除

規則第 11 条（第 4 号）

- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、行政機関非識別加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別には

つながり得ないものは該当しない。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第 11 条第 4 号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第 5 号において必要な措置が求められることとなる。

【想定される加工の事例】

- 事例 1) 特殊な世帯（子どもが 10 人以上等）に関する情報を削除する。
- 事例 2) 年齢が「116 歳」という情報を「90 歳以上」に置き換える。

3-2-5 個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置

規則第 11 条（第 5 号）

- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関非識別加工情報を作成する際には、規則第 11 条第 1 号から第 4 号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該保有個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報ファイルの性質によっては、規則第 11 条第 1 号から第 4 号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の保有個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、別表 1（行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、個人情報ファイルにおいて反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

【想定される加工の事例】

- 事例 1) 移動履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。(項目削除／レコード削除／セル削除)
- 事例 2) ある行政機関がある一定要件を満たす者に限って特別に免許した履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、当該免許された者の免許更新等の履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な免許情報(免許の種類)を広く免許というカテゴリーに置き換える。(一般化)
- 事例 3) 小学校の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある児童の身長が 170 cm という他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が 150cm 以上の情報について「150 cm 以上」という情報に置き換える。(トップコーディング)

(別表1) 行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例 (※)

| 手法名 | 解説 |
|------------------|---|
| 項目削除／レコード削除／セル削除 | 加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。 |
| 一般化 | 加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、教員免許のデータで「特別免許制度による教員免許」を「教員免許」に置き換えること。 |
| トップ（ボトム）コーディング | 加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること。 |
| マイクロアグリゲーション | 加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。 |
| データ交換（スワップ） | 加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。 |
| ノイズ（誤差）付加 | 一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。 |
| 疑似データ生成 | 人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報ファイルに含ませることとするもの。 |

(※) 行政機関非識別加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではない。

3-3 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置等（法第 44 条の 15、第 44 条の 16、第 51 条の 3 関係）

3-3-1 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置

法第 44 条の 15

- 1 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第 44 条の 10 第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

規則第 14 条

法第 44 条の 15 第 1 項の個人情報保護委員会で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- (2) 行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- (3) 行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、行政機関非識別加工情報等（行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

また、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にも安全確保の措置を準用する。

当該措置の内容は、対象となる行政機関非識別加工情報等が漏えいした場合における復元リスクの大きさを考慮し、当該行政機関非識別加工情報等の量、性質等に応じた内容としなければならないが、具体的に講じなければならない項目及び具体例については、別表 2（行政機関非識別加工情報等の安全確保で求められる措置の具体例）を参照のこと。

なお、行政機関非識別加工情報等の一部には保有個人情報に該当するものが含まれることから、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針につい

て（通知）」（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）も踏まえた安全確保の措置を講じる必要がある。

（別表2）行政機関非識別加工情報等の安全確保で求められる措置の具体例

| 講じなければならない措置 | 具体例 |
|---|--|
| ①行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化 （規則第14条第1号） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置を講ずるための組織体制の整備 |
| ②行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った行政機関非識別加工情報等の適切な取扱い並びに行政機関非識別加工情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施 （規則第14条第2号） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用 ・ 行政機関の職員又は受託業務に従事している者の教育 ・ 行政機関非識別加工情報等の取扱状況を確認する手段の整備 ・ 行政機関非識別加工情報等の取扱状況の把握、安全確保の措置の評価、見直し及び改善 |
| ③行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置 （規則第14条第3号） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関非識別加工情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止 ・ 機器、電子媒体等の盗難等の防止 ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ・ 削除した情報や加工方法等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄 ・ 行政機関非識別加工情報等へのアクセス制御 ・ 行政機関非識別加工情報等へのアクセス者の識別と認証 ・ 外部からの不正アクセス等の防止 ・ 情報システムの使用に伴う行政機関非識別加工情報等の漏えい等の防止 |

3-3-2 従業者の義務

法第 44 条の 16

行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

行政機関非識別加工情報等の一部は個人情報に該当するため、これが漏えいし、悪用されれば、行政機関による情報の取扱いに対する国民の信頼を損なうおそれがある。

そこで、行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者に対して、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用することを禁止している。

3-3-3 行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理

法第 51 条の 3

行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。行政機関にとって、国民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する国民からの信頼を確保するために重要である。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。